

四日市市予防接種に係る実費の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第30号

四日市市予防接種に係る実費の徴収に関する規則の一部を改正する規則

四日市市予防接種に係る実費の徴収に関する規則（平成23年四日市市規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により市長が行う予防接種（以下「<u>定期接種</u>」という。）及び同項の規定に準じて市長が行う予防接種（四日市市予防接種事故災害補償規則（昭和52年四日市市規則第42号）の規定する補償の対象となるものに限る。以下「<u>任意接種</u>」という。）に係る実費の徴収について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実費の徴収)</p> <p>第2条 市長は、<u>定期接種又は任意接種</u>を行った場合においては、当該予防接種を受けた者又はその後見人から実費として予防接種1回につき、次の各号に掲げる予防接種の種類に応じて、当該各号に定める額を徴収するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により市長が行う予防接種に係る実費の徴収について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実費の徴収)</p> <p>第2条 市長は、<u>予防接種法第5条第1項の規定により予防接種</u>を行った場合においては、<u>同法第28条の規定により</u>、当該予防接種を受けた者又はその後見人から実費として予防接種1回につき、次の各号に掲げる予防接種の種類に応じて、当該各号に定める額を徴収するものとする。</p>

(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)
2 (略)	2 (略)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(健康づくり課健康福祉課)